

退職者医療制度について

国民健康保険には、『退職者医療制度』という制度があります。

多くの方は会社などを退職して国民健康保険に加入しますが、勤めていたときよりも退職してからの方が医療の必要性が高くなります。このような医療保険制度間の不公平を是正するために、退職者被保険者本人とその扶養者に対する給付費（被保険者の負担金以外の医療費）は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの交付金により賄われています。

保険税の計算方法及び給付につきましては退職被保険者と一般被保険者との違いはありませんが、退職者医療制度が適正に適用されないと八百津町の国民健康保険が負担する医療費の増加を招き、保険税の増額につながりますので、退職者医療制度に該当する人は届出をお願いします。

対象者

●退職被保険者（本人）となる方

- ① 国民健康保険に加入している。
- ② 厚生・共済年金に合計20年以上、または40歳以降10年以上加入していること。
- ③ 厚生年金や共済組合の年金を受ける権利が発生している人。
- ④ 65歳未満。

●退職被扶養者となる方

退職被保険者と同一世帯で、主に退職被保険者の収入によって生計を維持していて、次の条件にすべてあてはまる方が対象となります。

- ① 国民健康保険に加入している
- ② 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族または配偶者の父母と子。
- ③ 向こう1年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害年金を受けている人は180万円未満）。*公的年金や失業保険なども含めた収入額の合計を指します。なお、退職金などの一時的な収入は含みません。
- ④ 65歳未満

届出の方法

退職者医療制度に該当する方は次のものを持参し八百津町役場に届け出てください。なお、該当日は年金の受給権が発生した当日からです。

- ・年金証書
- ・印鑑（朱肉を使用するもの） ・本人確認書類
- ・保険証（すでに国民健康保険に加入している場合）
- ・前に加入していた健康保険の資格喪失証明書（新たに国民健康保険に加入する場合）